

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、有信地区土地改良事業共同施行から平成20年1月25日土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）有信地区）の換地処分をした旨届出があった。

平成20年3月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀